

議 長	副議長	局 長	次 長	調査係長	調査係

建設常任委員会会議録			
日 時	平成 25 年 6 月 25 日 (火)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 2 8 分
場 所	第 3 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	高橋委員長、新谷副委員長、安齋・松田・濱本・山口・ 横田各委員		
説明員	建設部長、水道局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

開議に先立ちまして、所属委員に変更がございますので、お知らせいたします。

新たに濱本委員、横田委員が本委員会の所属となっておりますので、報告いたします。

次に、人事異動後、初の委員会でありますので、部局ごとに新任の理事者の紹介をお願いいたします。

(理事者紹介)

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、安斎委員、松田委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「奥沢水源地保存・活用基本構想（素案）について」

○(水道)整備推進課長

奥沢水源地保存・活用基本構想の素案について報告いたします。

資料1をごらんください。

初めに、基本構想を策定する目的ですが、奥沢水源地は、先人から引き継いできた歴史的な資産であるとともに、周辺の自然景観、環境がすぐれた地域資源としての可能性を持っていますので、新たな奥沢水源地の保存・活用について、基本構想を策定することにしました。

基本構想案の作成に当たり、学識経験者を含む8名の委員で構成される奥沢水源地保存・活用検討委員会や建設常任委員の皆様との勉強会において、御意見や御提言をいただきながら、基本構想の素案を作成したところです。

奥沢水源地の保存・活用を図るための基本テーマは、「歴史と自然の調和による市民が憩える親水空間の創出」です。副題として、「先人の知恵に学び、小樽の水の歴史を伝承します」と決定しています。

次に、基本テーマを実現するため、三つの基本方針を定めています。一つ目は、歴史的資産を生かして、水道水をつくる仕組みを伝える場とすること、二つ目は、自然景観を生かして、風景を楽しむ場とすること、三つ目は、水と親しむ市民の憩いの場とすることです。

次に、基本方針を踏まえて、奥沢水源地へ導入する機能と活動メニューを想定しております。「学習」の機能については、水づくりの歴史や自然環境との共生を学ぶこと、「憩い」の機能については、階段式溢流路の水すだれや春の桜などの風景を楽しむこと、「交流」の機能では、水遊び、森遊び、ピクニックなど、「周遊」の機能では、散策、ジョギングなどを活動メニューとしており、「保全」の機能では、水源地の景観を後世に伝えるため、可能な限り手を加えない形で、自然のまま保全することなどをイメージしております。

次に、奥沢水源地に導入する機能を想定し、区域内を区分したゾーニングを行っております。

まず、ゾーニングの考え方についてですが、人の出入りを前提とした活用区域と、自然景観の保全等を目的として立入りの制限を設ける保全区域に区分しております。

お手元の資料2の35ページをごらんください。

左側の図が、基本構想（案）におけるゾーニングです。基本構想（案）のゾーニングは、水源地内の歴史的資産と自然景観、環境との調和を図りながら、安全に活用できるものとしていますが、市民への早期の供用を目指し、右側の図の短期計画もあわせて設定しています。

左側の図、基本構想（素案）におけるゾーニングについて説明いたします。

図の右上が北東方向であり、図の左下が勝納川の上流です。黄色と茶色に着色されている範囲が活用区域となります。

黄色の区域は、交流・学習ゾーンに位置づけ、「案内ひろば」「憩いひろば」「ふれあいひろば」としての活用を想定し、眺望を楽しむこと、親水空間で遊ぶこと、水づくりの歴史を学ぶこと、ピクニックなどの活動メニューをイメージしております。

緑色に着色されている範囲が保全区域となり、景観の維持や水道施設としての利用を目的としています。

また、区域内の周遊性を向上させるために、放水路を横断する箇所とダム堤体に設置した水路を横断する箇所に、人道橋の設置を考えております。

右側の図は、短期計画として活用区域の範囲を狭めて、早期の供用を目指すものであります。

42ページをごらんください。

奥沢水源地の保存と活用について、導入する機能を想定したゾーニングに基づきイメージ図を作成しております。大正3年に完成した創設水道施設である階段式溢流路と旧貯水池内の取水塔が景観の中心的存在となり、基本テーマである「歴史と自然の調和による市民が憩える親水空間の創出」をイメージしたものであります。

資料1をごらんください。

今後のスケジュールについてですが、資料2を奥沢水源地保存・活用基本構想の素案として、7月上旬からパブリックコメント手続を行い、広く市民の皆様から御意見をいただき、9月上旬までには基本構想を策定したいと考えております。

○委員長

「日本水道協会北海道地方支部第7回災害時相互応援訓練の実施について」

○（水道）管路維持課長

それでは、日本水道協会北海道地方支部第7回災害時相互応援訓練の実施について説明させていただきます。

お手元の資料3をごらんください。

訓練目的であります。日本水道協会北海道地方支部が主催するもので、災害時の相互応援訓練を行い、災害時における会員相互の連携による迅速な災害対策の実施により、早期復旧を期することを目的としております。

期日及び訓練会場につきましては、平成25年7月4日木曜日午前10時から午後3時30分まで、第3号ふ頭多目的広場を本会場として行われる予定でございます。

実施会員についてであります。小樽会場には北広島市をはじめ10会員52名の参加を予定しております。

また、協力機関ですが、小樽市水道局と災害時応援活動の協定を結んでいる小樽市管工事業協同組合と株式会社ジェネッツからも参加予定となっております。

訓練の想定であります。日本海石狩沖を震源とするマグニチュード6.0の地震が発生したため、小樽市内で給配水管の損壊が多数発生し、24時間以内の応急復旧は困難な状況であるため、道央地区協議会へ応急給水の応援要請を行い、他都市からの応援活動を開始するという想定になっております。

また、岩見沢市におきましても、同様の訓練を行う予定になっております。

訓練実施内容についてであります。給水基地で補水訓練、タンク車による長橋幼稚園、ローズ幼稚園などへの運搬給水訓練、仮設水槽の設置、仮設配管による応急給水訓練などを行う予定でございます。

○委員長

次に、今定例会において付託された議案について説明願います。

「議案第4号について」

○（建設）小林主幹

議案第4号小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

このたびの条例改正ですが、改正点は大きく分けて3点ございます。

1点目は、現在、全面改善工事中の若竹住宅1号棟が本年7月末に完成し、9月から供用開始の予定であること

から、条例別表の公営住宅の部、若竹住宅の項中、整備年度46年度の戸数「59戸」を「49戸」に変更するものです。これにより、公営住宅の戸数全体「3,286戸」を「3,276戸」に、戸数総計「3,496戸」を「3,486戸」に改めるものです。

2点目は、当該住宅の供用開始に合わせて同住宅内に集会所を新たに設置するため、別表第4の集会所の部に「若竹住宅集会所」を加え、あわせて別表第5に若竹住宅集会所に係る利用時間及び利用料金を定めた利用料金設定基準を加えるものです。

なお、当該集会所の開設時間及び利用料金については、面積的に類似の施設である松ヶ枝集会所を参考に、入居者が利用しやすい開設時間及び低額な料金の設定にしたところです。

3点目は、福島復興再生特別措置法の一部改正に伴い、条例第15条に引用されている法の条項が第20条から第29条に変更されていますので、その改正を行うものでございます。

最後に、施行日についてですが、1点目、2点目は規則で定める日とし、3点目は公布の日といたしたいと考えております。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

共産党。

○新谷委員

◎住宅問題について

初めに、住宅問題について伺います。

自治体住宅政策の柱となっている住生活基本計画が、本年3月までに各都道府県で策定されております。この計画で、公営住宅の供給の目標量を設定することが法制化されまして、公営住宅の供給目標量の設定の考え方に基づいて都道府県が目標量を定めているものですけれども、この目標量の設定、考え方、どういう内容になっているのかお示してください。

○（建設）小林主幹

住生活基本法に基づきまして、北海道では平成24年3月に、住生活基本計画を策定してございます。引き続き住宅セーフティーネットの役割を果たしていく観点から、供給目標量を定め、その達成に向けて公営住宅の供給を進めるものでございます。

内容につきましては、既存空き家募集戸数、建設や買取り、借り上げによる新規募集戸数、建替えによる再入居の戸数を合計したものでございます。

○新谷委員

居住の安定を図るべき世帯を要支援世帯と呼んでおりますが、この定義についてお示してください。

○（建設）小林主幹

低所得者、高齢者、障害者など、自力で住宅を確保することが難しく、公的な支援などで住宅の確保に配慮を要する世帯、こういったことでございます。

○新谷委員

その要支援世帯ですけれども、北海道の計画では、平成32年度で11万4,000世帯と私は聞いているのですけれども、これは本市に、各自治体にそれぞれの数値を求めて出したものなのかどうか、また本市でこういう推計を行っているのかお示してください。

○（建設）小林主幹

公的支援による居住の安定の確保を図るべき世帯数の目標についての御質問かと思いますが、道の計画では10万3,000世帯と示されております。

なお、小樽市では、特に推定人数については算定しておりません。

○新谷委員

それで、最低居住面積の水準も示されておりますけれども、単身と2人以上の場合はどれぐらいになるのかお示してください。

○（建設）小林主幹

単身につきましては、25平方メートルでございます。

2人以上につきましては、人数掛ける10平方メートルプラス10平方メートルでございます。

○新谷委員

それで、市営若竹住宅についてお聞きます。

振り返ってお聞きますけれども、若竹住宅2号棟の一般募集の応募倍率と、それから特定目的住宅の倍率をお示してください。

○（建設）小林主幹

一般の2DK、これにつきまして19.56、3LDKについては8.57、特定目的住宅につきましては、2DKが21.3、3LDKが4.7でございます。

○新谷委員

この2号棟の特定目的住宅の応募倍率は大変高かったわけですがけれども、応募について1号棟ではどのように設定しておりますか。

○（建設）小林主幹

あくまで予定でございますけれども、特定目的住宅につきましては、1LDKで8戸、3LDKで1戸予定してございます。

○新谷委員

倍率が高い割にはちょっと少ないような気もしますが、今回の1号棟の単身用は多くする予定ですね。これは、やはり2号棟の応募倍率を勘案して多くするのですか。

○（建設）小林主幹

若竹住宅1号棟につきましては、塩谷の簡易平屋の市営住宅から住み替えということで、住み替えの世帯の状況、それと高齢化率が高いという、こういったものを踏まえての設定でございます。

○新谷委員

1号棟の住み替えは塩谷の簡易平屋の市営住宅からということですが、何世帯のうち何世帯が住み替えの予定ですか。

○（建設）小林主幹

現在、21世帯おりまして、若竹住宅への住み替えを希望されている方が18世帯でございます。

○新谷委員

残りの世帯はどういうふう希望しているのですか。

それから、それらの方々は単身世帯ですか。

○（建設）小林主幹

残りの3世帯につきましては、全て単身世帯でございます。長年、塩谷に住みなれておりまして、塩谷で住み替えをいたしたい、こういった御希望でございます。

○新谷委員

塩谷の一般用住宅は随時募集しておりますけれども、単身用はなかなかあきがありません。あき次第ということになると思うのですが、そうならない場合には、冬が心配です。越冬になった場合というか、冬を迎えるに当たって、その残っている方々に対しての除雪はきちんとされますか。

○（建設）小林主幹

あきがなければなかなか御紹介できませんけれども、あき次第、御紹介していきたいと考えています。

冬場につきましては、18世帯の方が若竹住宅に行きますので、除雪につきましては、住んでいる方に玄関先をやっていただきまして、残りの部分については市で対応いたしたいと考えております。

○新谷委員

万が一なかなかあきがなくて入れないという場合には、そういう対応をきちんとやっていただきたいと思います。

それから、今回、私どもの議員団に、重度身障者の方で車椅子での生活に対応できないかという相談がありました。今回は中はバリアフリーで、玄関がなかなかそういうふうになっていないというのですが、現在、このように車椅子の使用を希望されている人というのはいないのでしょうか。

○（建設）小林主幹

この塩谷の簡易平屋住宅について意向調査した経過でございますけれども、その中では車椅子御希望というのはちょっと聞いてございません。

○新谷委員

一般的なことです。現在、車椅子対応の市営住宅はどこの住宅で、その場合、応募倍率がどうだったのかお示しください。

○（建設）小林主幹

車椅子住宅でございますけれども、銭函住宅 4 号棟、新光 E 住宅、桜 E 住宅、勝納住宅 1・2 号棟、手宮公園住宅 2 号棟、それとオタモイ住宅の 1 から 3 号棟に車椅子住戸がございます。

応募倍率の関係でございますけれども、新設時における車椅子住宅の募集状況ということでお答えさせていただきます。平成16年につきましては、勝納住宅ですけれども、募集戸数が 2 で応募の件数が 7、応募倍率が 3.5 でございます。平成17年が、オタモイ住宅 1 号棟で、募集戸数 1 に対して応募件数が 1 でございます。応募倍率が 1 でございます。平成19年、オタモイ住宅 2 号棟で、募集戸数が 3 に対して応募件数が 4、応募倍率が 1.3 でございます。それと平成22年、オタモイ住宅 3 号棟ですけれども、募集戸数 1 に対して応募件数が 1 ということで、応募倍率が 1 でございます。

○新谷委員

オタモイ住宅は新しいので若干下がっているようではございますけれども、勝納住宅では 3.5 倍でした。それで、これからいつも問題にされている高齢化ということもありますし、やはり本当は若竹住宅の一戸か二戸かを車椅子対応にいただければよかったのでしょうかけれども、難しさというのはあったかもしれませんけれども、今後、若竹住宅 3 号棟、いつになるかわかりませんが、改築時に、玄関も車椅子対応にできるということは可能でしょうか。

○（建設）小林主幹

若竹住宅 1、2 号棟もそうなのですが、既存の住宅を全面改修するとなりますと、構造上の問題がありまして、車椅子住戸というのはちょっと難しいのかと考えております。

○新谷委員

そうしたら、これから市営住宅の新築というのは考えていませんから、車椅子対応というふうになると、できないということになってくるのですか。何とか将来に。

○建設部西島次長

今、答弁しましたように、若竹住宅 3 号棟については、既存の構造体を利用するというので、段差を改修できない部分というのがどうしても出てきます。今、今後建替えないので、車椅子住宅の対応がないのかというお話なのですけれども、オタモイ住宅 3 号棟、4 号棟、特に車椅子住宅専用ということではないのですが、基本的にオタモイ 3 号棟がユニバーサルデザインを入れておまして、現地を見ていただけたかと思うのですが、基本的にはフラットで住宅内まで入れますし、台所につきましても基本的には座って水仕事ができるような、すなわち車椅子でもそういったことができるような施設になってございますので、そういったところを御利用いただきなりして対応していきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○新谷委員

なかなか難しい問題ですね。もっとつくっていただきたいです。なかなか難しいということなのですけれども、玄関をどうするかという問題は、今の建築には、いろいろな技術があるので、素人目から見たら何とかならないのかなと思うのです。

それで、若竹住宅 3 号棟、まだ先の話ですけれども、この改築はいつごろになるか、めどはありますか。

○（建設）小林主幹

現在、公共賃貸住宅長寿命化計画の中では、平成28年着工、平成29年竣工、こういった予定になってございます。

○新谷委員

予定どおりという考えですか。前倒してやれないのですか。

○建設部副参事

公共賃貸住宅長寿命化計画で、若竹住宅の 3 号棟の改善もそうなのですけれども、ほかの市営住宅の長寿命化型改善ですとか、そういったものもプログラムされておまして、当然、国から社会資本整備総合交付金をいただいている関係もあり、今の段階ではそれぞれの工事が計画どおりに進むように予定をしておりますので、前倒しということは検討してございません。

○新谷委員

◎奥沢水源地について

それでは、次に、先ほど報告がありました奥沢水源地なのですけれども、若干要望があります。周遊散策路についてですけれども、今後、たくさんの市民が訪れると思うのですが、検討委員会でも意見が出ておりました。奥沢水源地保存・活用基本構想（素案）に載っておりましたけれども、ウッドチップを敷いて歩きやすい道路にしたいのですが、どうでしょうか。

○（水道）整備推進課長

検討委員会においても、散策路については、ウッドチップを敷くなど、可能な限り自然に近い形で安全な散策路をつくってほしいという御意見が検討委員の方から出ております。今、御要望の件につきましても、理解しておりますので、今後、実施に向けて検討されるものと考えております。

○新谷委員

それから、トイレについてなのですけれども、トイレというのはどこでも重要な問題なのですよね。それで、水洗式とそれから洋式、これを設置していただきたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○（水道）整備推進課長

トイレにつきましても検討委員会で御提言をいただいております、トイレについては水洗トイレの整備と整備後の管理が重要ということで提言をいただいております。

また、委員から御要望のありました洋式トイレ、水洗トイレにつきましても、先ほどのウッドチップ同様、実施に向けて検討がされるものと考えております。

○新谷委員

わかりました。よろしく願いいたします。

◎住宅リフォーム助成制度について

次に、住宅リフォーム助成制度に移ります。

現在の申込状況についてお知らせください。

○（建設）建築住宅課長

申込状況ですが、最終的な応募件数は252件、抽選前に1件の辞退がありまして、抽選件数としましては251件、5月9日に抽選を行いまして、当選100件、補欠30件が決定しております。

また、現在、交付決定件数が54件となっております。

○新谷委員

今年も抽選だったわけですがけれども、昨年度に続いて今年度も抽選に外れた人はいるのですか。

○（建設）建築住宅課長

その件は、調べておりません。わかりません。申しわけないです。

○新谷委員

登録業者は昨年度より増えていますか。

○（建設）建築住宅課長

登録業者数についてですが、昨年度が96社、今年度が現在119社で、23社増えています。

○新谷委員

住宅リフォーム助成制度は市内経済活性化ということも目的でしたので、そういう点では登録業者が増えたということはいずれも、全般に行き渡ればいいと思います。しかし、これだけ業者が増えたということなのですがけれども、今言ったとおり、市内経済活性化が一つの大きな目的です。この制度、3年の短い期間でしかないのですが、今年度は受注した工事からどの業種に仕事が行っているかという、そういう波及効果もぜひ調べていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

経済波及効果についてですが、利用者や事業者アンケート調査を実施するなどして調査しておりますが、今後、そういった業者とかアンケートの項目について、見直していきたいと考えております。

○新谷委員

よろしく願いします。

それから、昨年度は残念ながら予算を大きく残してしまいました。今年度はぜひ残さないでみんなに行き渡るようにしていただきたいのですがけれども、何か考えていらっしゃることはありますか。

○（建設）建築住宅課長

昨年度は辞退者が多かったというのが原因の一つだと思うのですがけれども、今年度の対応としましては、当選者の補助申請締切りを、昨年度の8月10日から、今年度は7月10日に1か月早めまして、補欠者の当選時期を早めております。

また、辞退者が出た場合なのですが、その時点でその都度当選に繰り上げておりまして、これは5月16日から実施しております。

○新谷委員

それで、大体の執行状況が、こういうことをすることによってある時期にわかってくるのではないかと思うのですが、そのときに予算がどれだけ残っているとか、そういうことで追加して結局は補欠を引き上げていくという、そういう時期というのはいつごろになるのですか。

○（建設）建築住宅課長

補欠者は30名ということなのですが、この30名については、先ほどお話ししたように、辞退者が出た場合ということで、今、辞退者については8名ほどおり、その人数分を補欠者より繰上げております。当選者の補助申請の締切りが7月10日ですので、それ以降に残りの補欠者について繰上げをどうするか、考えていきたいと思っています。

○新谷委員

これは、できるだけというよりも、予算を残さないで執行していただくように要望します。

◎桂岡地区の歩道除雪について

次に、これは桂岡地区の個別の問題になるのですが、歩道除雪です。中島議員が一般質問で歩道除雪について質問いたしましたけれども、今年の大雪で、4月になっても日陰になっている部分は、歩道にかなり雪が積もっていて、住民が汗を流しながら、かたくなった雪を砕いておりました。桂岡2号幹線なのですが、歩道は海側と山側につくられております。ここの歩道除雪はどのように行ったのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

歩道除雪の実績についてでありますけれども、当該道路の歩道は、冬期間、排雪スペースとして利用している関係がございまして、車道幅員を広く除雪で確保しておりますので、歩道除雪については行っておりません。

○新谷委員

堆雪場スペースにということは、その地域の住民に理解を得られているのですか。

○（建設）雪対策課長

住民への理解ということでございますけれども、除雪懇談会ですとか除排雪計画説明会で広く御意見、御要望を伺っているところでございます。除雪懇談会で銭函のほうでそういう会があった中では、特にここの歩道除雪、確保については、御要望はなかったのかということ認識しています。

○新谷委員

そこは毎年、堆雪場にしているのですか。

それから、雪割りをしていた住民の方がこんなことでは困ると結構怒っていました。通学路ということで私も怒られてきたのですが、この時期、ステーションがもう解散していたものですから、どのようにしたらいいのか、市に言うと雪割りをしてもらえるのか、そこら辺はどうなのですか。

○（建設）雪対策課長

融雪期における最終的な歩道の状態の確保ということですが、正直、平成24年度は大雪で、3月にかなり降雪があったのですが、3月中旬の融雪期においても、歩道の通行スペースが確保されていない場合におきましては、今後の利用状況ですとか雪山の状況に応じまして、人力で雪割りの除雪作業を行うなど、適切に歩道の確保に努めていきたいと思っております。

○新谷委員

よろしくをお願いします。

それから、懇談会では、町内の方々もいろいろと地域の要望は聞いて臨んでいるとは思いますが、どこまで細かく聞いているかということもありますので、やはり地域の声をよく聞くというためにも、市のほうでバックアップしてほしいと思います。

◎桂岡地区の擁壁について

それから次に、桂岡町19番29号から34号の擁壁の問題です。ここは山を削って擁壁がつくられて、家が張りついております。雪解け時になると、この擁壁から雪解け水が勢いよくあふれ出して、住宅敷地に流れ込むということがたびたび起きています。この対応をお願いしましたところ、雪が解けたら解決策を考えたいということでしたけ

れども、にたびたび起きているものですから、きちんとした対策を行っていただきたいと思いますが、その後の経過と対策はどのように検討していますか。

○（建設）建設事業課長

桂岡ののり面擁壁の件でございますけれども、経過といたしましては、4月7日曜日に、雪解けと雨ということで今年度については通報がありまして、その後、雪解けがひどかったものですから、経過、現地確認のためにちょっとお時間をいただきまして、5月14日、それと6月17日と6月20日に現地を確認してございます。

それで、原因ですが、この現地調査の中では、やはりのり面をしょっているものですから、落ち葉ですとか枯れ葉類がトラフの中に詰まりまして、特に融雪時期におきましては、積雪もトラフを埋めているというような状況の中で、雨水が水路にうまく流入しないことが原因だったと推測しております。

それで、今後につきましてですけれども、基本的には定期的な清掃などを行うということが、方法としてそれしかないといえますか、有効な方法がちょっと今のところは考えられないのかなと思いますけれども、ほかにも何か簡便で効果のあるような対策がないのかというのは、今後についても考えていきたいというふうに思っております。

○新谷委員

まだどのようにやるかということは、これから検討ということですが、大変住民が不安に思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、ここ桂岡地域というのは、本市が開発して相当年数がたっております。40年以上だと思ひますけれども、ここの擁壁も山を削ってのところですから、水を含んだ土がこの壁を圧迫して、擁壁自体が壊れる心配はないのかと思うのですが、この辺はいかがでしょうか。

○（建設）建設事業課長

擁壁自体のお話でございますけれども、先ほども申したように、今年度につきましても、現地は何度か確認をさせていただいております。擁壁が、適切に施工されていれば、水抜きは上手にできているので問題ないのかなと思っておりますし、現地の擁壁自体につきましても、特にふぐあいというような部分は見受けられませんでしたので、今後につきましても、先ほど申したように、清掃等の作業に際しまして、現地を確認するなどいたしまして、ふぐあいがいいのかどうなのかは見てまいりたいというふうに思っております。

○新谷委員

わかりました。よろしくお願ひいたします。

◎測量基準点標識について

それでは、次に測量基準点標識について伺います。

今朝の新聞報道で、小樽測量設計協会の調査で、測量基準点の標識の約1割が消失しているというニュースが載っております。実態を改めてお知らせください。

○（建設）用地管理課長

今日の報道でもございましたが、測量設計協会のほうで、3か月間かけて市にある基準点の調査をいたしました。全点1,358点あるうち、今回の調査で消失がわかったのが167点ということでございます。167点のうち、内訳としては4点が本点で、節点とは補助点なのですが、これが163点ということで伺っております。

○新谷委員

その破損している、消失しているというのは、どこの地域のものになるのですか。

○（建設）用地管理課長

167点のうち本点が4点と申しましたが、うち道所管が1点、市所管が3点ございます。市所管3点のうち1点が望洋台地区、2点が朝里地区となっております。

また、節点163か所につきましては、全市を大きく三つぐらいのブロックに分けているのですが、緑地区と

か桜地区、朝里地区の消失はやや少なく、桂岡町地区とか銭函地区の消失がやや多かったと、そのような状況になっています。

○新谷委員

この測量基準点標識がこのようになるということは、地籍調査にも影響があると思いますけれども、復元費用の問題もあり、関係機関と対応を協議したいというふうなことが報道されていましたが、急いで復元しなくてもよいものなのですか。

○（建設）用地管理課長

この基準点の消失に伴いまして現実的にどれだけ影響があるかというのは、実はまだ押さえておりません。節点につきましては、補助点でございますので、さほど影響はないのかと思いますが、本点につきましては、やはり影響があると考えられますので、これにつきましては、測量設計協会と打合せをしながら、対応していきたいというふうに考えています。

○新谷委員

そのための復元費用はどれぐらいかかるのか、めどを今検討したいということでしたけれども、大体、復元の時期のめどをいつに置いておりますか。

○（建設）用地管理課長

復元の費用につきましては、本点で大体四、五十万円ぐらいというふうに聞いています。

それで、復元の時期についてなのですが、復元作業につきましても、測量設計協会で協力してくれると、そういった影響もございますので、測量設計協会と詰めて、時期とかそういった内容について検討していきたいと思えます。

○新谷委員

◎道路法の一部改正について

それでは次で最後です。

道路法の一部改正が5月29日に国会で全会一致で成立しました。地方のトンネルや橋のうち、大規模で構造が複雑な施設について、国が地方自治体にかわって工事のための点検や発注など行えるように、改修の費用も補助するという内容だと聞いておりますが、本市の場合、これまでも質問がありましたけれども、該当するものはあるのでしょうか。

○（建設）建設事業課長

道路法の改正についてですが、新谷委員がおっしゃったような形でございますので、長大橋などの大規模構造物の修繕・改築の工事に当たって、高度な技術ですとか機械力を要するものについて、公共団体である道路管理者にかわって、国が代行工事ができるようになるということですが、当該道路管理者である地方公共団体における技術者の不足ですとか、そういった部分の中で、国のほうで、国みずからがここについてはやらなければならないという判断をしたものについて、代行をしていただけるということです。本市におきましては、今の話であるように、国の想定しているような部分での高度な技術ですとか機械力を要するような大規模な構造物で、現在のところ修繕ですとか改築を必要とするような構造物はないというふうに考えてございます。

○新谷委員

わかりました。とりわけて、今、不安な状態ではないということだと思います。

◎橋梁長寿命化修繕計画について

それから、橋については、橋梁長寿命化修繕計画を平成24年度、25年度でつくって、25年度中に国土交通省に報告することになっています。進捗状況、それから報告はいつになるのか、スケジュールをお示してください。

○（建設）建設事業課長

橋梁長寿命化修繕計画についてでございますけれども、予定といたしましては、平成24年度、25年度の2か年で実施してございます。25年度につきましては、6月下旬に委託業務の入札を行う予定でございまして、その後、昨年度行った部分と同じような形で、損傷度合いの詳細分析ですとか実施対策の選定調査、専門家に意見の聴取、あとは個々の橋梁の修繕計画の取りまとめと公表という順番で、昨年度行わなかった橋梁について行いまして、進める予定でございます。

時期につきましては、25年度中の完了を予定してございます。

○新谷委員

これで終わりますけれども、新しい理事者の方々も、小樽市が住みやすいまちになるように、力を合わせていただきたいと思います。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○濱本委員

◎奥沢水源地について

初めに、報告をいただきました奥沢水源地の件で確認させてください。

奥沢水源地保存・活用基本構想素案の33ページに、大きな3として、「機能と活動メニュー」という項目がありまして、その最後の「保全」というところに「景観維持、水道施設として利用など」というふうに書いてあります。ダムのは体は切ってしまったので、ダムとしては機能廃止しており、要は機能としてはもうないということはおわかっております。続く施設として浄水場があります。浄水場は、私の記憶によれば、たしか休止状態だということ、休止ということは当然再開もあり得るのかと。その再開という意味は、水道施設の活用ということにつながってくるのか、そうでないのか。例えばこの「水道施設としての利用」というのはどういうことを意味しているのか、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

○（水道）整備推進課長

奥沢浄水場の水道施設の活用というところの御質問だと思いますが、奥沢浄水場は、現在、休止中でございます。水源としてのダムを失ったわけではありませんけれども、かわりの水源としては勝納川、それから二股沢川の河川表流水が考えられます。ただ、河川表流水を取水するためには、沈砂池などの新たな施設整備が必要でありますので、費用対効果を含めて、現在、再稼働の検討を進めているところです。奥沢水源地保存・活用基本構想素案の33ページにある水道施設の活用というのは、将来的な可能性を含めての意味として「水道施設として利用など」という表現をとっております。

○濱本委員

今は奥沢浄水場はたぶん水が入っていないくて、ただ砂があるだけという非常に殺風景なプールが、四つぐらい並んでいるという状況だと思うのです。自分の記憶によれば、浄水場のあたりというのは、昔はあまり人が入れませんでしたけれども、少なくとも緩速ろ過方式のプールに水がたまっている景色というのは、道内でもそんなにならないのと思うのです。乾いた状態ではなくて水が入っている状態であそこにある、さらに緩速ろ過であそこで水をきちんときれいにしているという状況というのは、私は非常に将来的にわたっても価値が高いのと思うのです。単なる費用対効果ではなくて、いわゆる水道の遺産というか、施設というか、そういうものを考えても、私は将来にわたって残しておくべきものだろうと思います。単なる費用対効果の切り口だけではなくて、遺産としての価値、それから、生きている、動き続けている遺産としての価値を考えたときに、残すべきものだろうというふうに思うのですが、いかがですか。

○（水道）整備推進課長

奥沢水源地には、大正 3 年に完成しました水道施設が現存しております。この施設については、我々としては先人から引き継いだ遺産であり、歴史的な資産という考え方を持っておりますので、将来に向けても保存・活用していきたいというふうに思っています。

先ほど奥沢水源地、奥沢浄水場の活用方法についても、いろいろな可能性がありますので、今後、その活用の可能性を探りながら、検討してまいりたいと考えております。

○濱本委員

単純に奥沢水源地の活用基本構想は、費用対効果の、物を生産する場所という意味合いではなくて、ある意味では費用対効果をあまり考えることではないのだろうと思うのです。市民の皆さんの憩いの場、それから環境保全、水道の大事さ、そういうものを学習する、複合的な施設であって、そこに費用対効果という切り口は、私はあまり似合わないのではないかと思います。今の答弁でも、将来に向かって検討するということでもありますので、ぜひとも生かしていただきたい、死に体として残すのではなくて、私は生きている形で残してもらいたいと思いますので、検討をお願いしたいと思います。

◎貸出しダンプ制度について

それでは次に、貸出しダンプについてお聞きします。

平成 24 年度、雪が大変多くて除雪費も増額をした、近年にないというか、すごい金額を増額してこの冬を過ごしたわけですが、本市の中で貸出しダンプ制度、大分年数がたって、市民の皆さんにも定着している部分があるのだろうと思うのです。

そういう中で、平成 24 年度の利用状況について取りまとめているのであれば、お知らせをいただきたいと思えます。何か所というのか、何路線というのか、それは統計のとり方によって違うのでしょうか、どのくらい除雪を行ったのか、それから今シーズン、例えば 1 日当たりだとか、1 か所当たりだとか、いろいろデータのとり方はあるのでしょうか、どのくらい延べで貸出しダンプが投入されたのか、その点についてはいかがですか。

○（建設）庶務課長

平成 24 年度、この冬の実施の申請台数でありますけれども、465 団体から申請がございました。使用のダンプ数、延べ台数ですけれども、2,838 台というふうになっております。また、路線数におきましては、538 路線ということで承知しております。

○濱本委員

延べでダンプ数が 2,838 台、それから路線数は 538 路線ということになりますね。1 日当たりの貸出しダンプの投入数は、計算すればわかるのですけれども、計算していますでしょうか。

○（建設）庶務課長

雪の降る状況ですとか、その日の状況によりますけれども、8 路線ないしそのくらいの路線を 1 日に除雪しておりました。

○濱本委員

今の 1 日 8 路線ないしそのくらいということですが、そのときにこれらの路線に投入された、いわゆる調達しているダンプの台数というのは、何台ぐらいですか。

○（建設）庶務課長

1 路線当たり投入しているダンプの台数ですが、割り返しますと平均で 5.2 台ということになります。

○濱本委員

それは、例えば過去 3 年間ぐらい、例えば平成 23 年度とか 22 年度と比べて、この 5.2 台というのは多いのでしょうか、少ないのでしょうか。というのは、例えば巷間でよく言われるように、3・11 の震災があって、例えば 4 トン

のダンプにしても、ほかの重機にしても、小樽にいないとか、それからオペレーターがいない、ドライバーがいないとかという話をよく聞いていましたけれども、そういう影響というのは出ていないのか、それは当然、対前年比、対前々年比で見ないとわからないと思うのですが、その点についてはいかがですか。

○（建設）庶務課長

先ほど貸出しダンプ投入数5.2台というお話をさせていただきましたが、平成23年度が4.7台、22年度が同じく4.7台というふうになっておりまして、増えている状況ということでございます。

○濱本委員

何か市民から聞く実感と、平成22年度、23年度が4.7台で、この24年度が5.2台で、言うなれば0.5台増えているという話ですが、実感とやはりちょっと乖離があると思うのです。というのは、いろいろな市民の方々、この制度を使っている市民の方々から話を聞くと、雪が多かったせいだけではなくて、どうも1路線当りに投入されているダンプの数が少ないのではないかと思うのです。それはなぜかということ、前であれば、重機が入って、貸出しダンプが来ていて、積み込みをしている間に次の貸出しダンプが来て、若しくは待っていて、すぐ重機が積み込んでいた状況があった。今年はそれがなくて、重機が次のダンプが来るのを待っていたと。それは、例えば雪を投げる場所に行って帰ってくる時間が長かったからそうだったのか、雪が多くて道路の排雪が進んでいなくてとか、交通事情が悪くてそうだったのか、いろいろ考え方はあるのでしょうけれども、そのあたりの分析については何かしていますか。

○（建設）庶務課長

今、委員からいろいろな原因といたしますか、理由をおっしゃられましたけれども、その町会によって一概には言えないのですけれども、例えば雪の状況、雪の降り方もありますけれども、交通状況ですとか、あとは雪捨場の混みぐあいですとか、そういうものも要因としてはあるものというふうに認識しております。

○濱本委員

個別の部分で言うと、実態にはいろいろ地域事情があるのだろうと思うのですが、できればそういう分析をきちんとしていただいて、次の平成25年度の貸出しダンプ制度の充実に生かしてもらいたいなど。やはり検証作業がないと、次のアクションプログラムに生かしきれないわけですよ。ただ、昨年度が例えば延べで幾ら、2,838台用意したから、新年度も25年度もそれでいいのだとかということにはたぶんならないのだろうと思うのです。今年の状況を踏まえた中で、今年がもし最悪だとすれば、その最悪な状況を踏まえた準備というのを100パーセントできるかどうかは別としてもしていかなければならない、ましてや空模様によってずいぶんと変わってくるわけですから、そこら辺も踏まえて、ぜひ近々除雪懇談会もあるようですので、それにも備えて平成25年度の除雪体制の、貸出しダンプ制度は特にですけれども、充実を図っていただきたいというふうに思いますので、何かあれば答弁をいただきたいと思います。

○（建設）庶務課長

平成24年度、この冬かなり大きく雪が降りまして、貸出しダンプの関係でもいろいろ予想外のこともありましたので、今年度の除雪の関係、貸出しダンプなどの教訓としていろいろ役立てることがあれば整理して役立てたいと思います。

○濱本委員

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

◎街路灯助成規則について

次に、街路灯についてお聞きします。

小樽市街路防犯灯組合連合会は210余りの団体からなっており、各団体は小樽市内の安心・安全のための一つの要素である街路灯を設置して、本市はその設置に対して、維持費に対して今年度予算で言えば5,000万円計上していま

すが、助成金を出しています。また、新設された部分に関して言えば400万円の予算ですけれども、新設の2分の1の補助金を出している。そういう中で、大きなくくりで言うと、例えば泊原発が稼動していなくて、電力需要が大変だという話もあります。それから、それこそLEDなどが日進月歩でずいぶん進展している状況がある。

まず、確認をしたいのは、小樽市街路灯防犯灯組合連合会で、街路灯数は大体1万4,000基ぐらいあるというのはわかっているのですが、ナトリウムだとか水銀だとか白熱灯だとか、それこそLEDもあるのですが、その光源の種類は押さえていますか。

○（建設）庶務課長

市内の町会ですとか商店街が管理されている街路灯の光源の種類ということですが、昨年の8月末現在ということで白熱灯が161基です。それから、蛍光灯が1,465基、それから水銀灯が9,933基です。次に、ナトリウム灯ですけれども、382基です。次に、無電極式というのがありまして、これが509基、最後にLEDが312基というふうな内訳になってございます。

○濱本委員

LEDはまだまだ全体から見れば少ない割合で、圧倒的に水銀灯が多いという状況ですよ。当然、ランニングコストで言えば、LEDのほうが有利に立っている。だけれども、できたばかりだから、浸透していないとか、設置されていないというのが現状だと思うのです。当然、助成するための本市の規則がありますよね。小樽市街路灯助成規則が最初につくられたのは昭和37年ですけれども、このときには当然、たぶん水銀灯も大したなかっただろうし、白熱灯しか想定されていなかった。ましてやLEDなんていうのは、全然そんなものはない。最後に改正されたのは平成21年ですから、現在のLEDの状況も、ある意味では想定されていないというのがこの規則だろうと思うのです。

現実には言えば、つい最近もありましたけれども、今までの安定器がついている、若しくはインバーター式の蛍光灯とか換えることもできますよという40ワットの直管型のLEDも開発されました。中の配線をちょっとバイパスをかけるだけで、それはそのままできますよというぐらいに、いろいろな新しいものが出てきた。当然、水銀灯も、水銀灯の装置はそのままいいと。中に入っている安定器は結線を、バイパスをかけてダイレクトに入ってこられるようにすれば、そのままの器具を使った上でLEDに交換できますよというのがある。

ところが、この規則は、そういうものを想定していないわけです。例えばこの規則の中で、設置費というのは、よく新設するのだから設置費はわかります。ところが、この規則の中で維持費はどこまでを維持費なのか、定義がある意味ないのですよね。それから、もっと言えば、第3条に「改良した」という文言があるのですけれども、では改良というのはどこまでを改良なのか、その定義もないのでよくわからない。

その辺について、もうそろそろこの規則の見直しをかけなければならないし、現行の中でまず見直しをかけなければならないという私は認識なのだけれども、その点についてどうかということと、それから、その維持費の定義とか改良の定義というのは、現在どういうものを定義しているのか、その点についてお聞かせいただきたいと思えます。

○（建設）庶務課長

今、委員おっしゃったように、確かに古い規則でございますので、最初に想定していなかったような部分が出てきているというのは事実でございますので、その辺は現状に合うようにできるかどうか、検討させていただきたいと思えます。

それから、定義の関係です。改良という言葉と、それから維持費ということ、この2点だったかと思えますけれども、維持費につきましては、定義は書いていないのですけれども、取扱いといたしましては、電気料金という意味合いで使っております。これが維持費というものの定義です。

それから、改良という言葉ですけれども、こちらは、現在つけている、例えば蛍光灯であれば、それよりグレー

ドが上のものにかえるのを改良という言い方をしています。ですから、蛍光灯から水銀灯にかえるのも改良ですし、水銀灯からLEDにかえるのも改良と、そういうような言い方で使ってございます。

○濱本委員

結局、これがつくられたときとか最近の改正のとき、例えば水銀灯からLEDに改良するといったときに、くっついている水銀灯の器具を全部外して、LEDの器具を全部新たに全くつけ替えなければならなかったというのが、これが想定されている最近の話ですね。でも、現在は、先ほど私が言ったように、電球だけ、いわゆる水銀灯としてついている電球を外して、LEDが組み込まれている電球をつけて、中の安定器のところを、結局、結線を変えるだけでオーケーですよという話だった。それは、これの今までの運用からいけば、改良に当たらないわけです。当たるとは、当たらないのですか、それをまず確認させてください。

○（建設）庶務課長

今、委員の御質問は、電球の交換という部分が助成の対象になるかどうかということなのですが、現在は器具そのものを、本体を含めてそれを取り替えることに対する助成ということで、電球の交換については助成の対象外となっております。

○濱本委員

結局、現実に運用が追いついていないわけです。電球が切れました、例えば蛍光灯が切れました、だから次の蛍光灯をつけます、これは改良ではないですよ。そんなもの維持に決まっていますよ。だけれども、そうではない、昔で言えば白熱球から蛍光灯型の電灯にかえましたと。これは改良ですよ。消費電力も落ちるわけですから。同じように、器具は水銀灯の器具だけれども、使っている電球を水銀灯からLEDにかえたといったら、これは改良ではないのですか。

だから、今までそういうものがなかったから、結局運用されないということなのです。だから、もう25年度は始まっているから仕方ありませんけれども、やはりそういう運用も、実際に新しい商品が出てきている、そういうものに対応した運用にしなければ私はならないのだろうと思う。まだ25年度が始まったばかりですけれども、やはり新年度、これから26年度のことをいろいろ考えていく上で、途中で運用を変えるというものなかなか難しいのですが、検討する価値があるし、そうでなければ行政が実質的な社会のそういう進歩に乗り遅れていく、そのことによって不利益をこうむるのは、ここにいらっしゃる皆さんではなくて、実際に維持費の60パーセントは市役所が補助はしてくれますけれども、維持費も含めて40パーセント以上も負担をしているそれぞれの団体、町会が不利益をこうむるわけですよ。だったら、それは現実に合わせて速やかに変更していくべき、改正していくべきだと思うのですけれども、いかがですか。そこら辺は、もっと言うと政策判断ということになると、ここにいるのは部長が一番偉いので、部長、どうですか。

○建設部長

貴重な御提言がございましたので、早速、専門家の方ともお話をしまして、新年度からできるものであれば、そうしていきたいと、そのように思います。

○濱本委員

例えば、結局予算の5,000万円の費用対効果の話でもそうなのです。維持費の助成は60パーセント分の5,000万円の補助金を出しているわけで、それと設置の部分で400万円、かつては440万円予算を組んだことがありましたけれども、なぜかしら400万円に落ちていきますけれども。ここをバックで考えると、もっといろいろなことが見えてくると思うのです。例えばLEDにかえることを促してやる、そのことによって5,000万円のものが圧縮される可能性はあるわけです。

ちなみに計算をすると、おもしろいのです。先ほどの防犯灯の団体、約200を超える団体がありますけれども、この中でもらった補助金も含めて100万円以上払っている、町会だけですけれども、町会だけ拾うと14町会あるわけで

すよ。一番は当然、東小樽町会で、年間478万円払っているわけですね。それから、200万円台が1か所、100万円台が12か所です。これで14か所あるわけですよ。これだけでもすごい金額ですよ。これで計算をすると、1灯当たりの年間の電気代を計算すると、一番安いところが最上町会、乱暴な計算ですけども、3,840円です。一番高いところは桂岡団地町会で年間7,640円です。こんなに差があるのは、私はたぶん最上町会はLEDにかえたからだろうと思うのですけれども。

(「エバーライトにかえた」と呼ぶ者あり)

これだけ違うのはなぜなのかというところを把握していますか。

○(建設) 庶務課長

省エネタイプの街路灯は無電極とかナトリウムとか、3種類ほどあるのですけれども、そちらへの移行が進んでいるのかなというふうに思います。

○濱本委員

要は、そうすると単純に言うと、3,840円と7,640円ですよ。もしこの中間点でいっても、一番年間の高いところから見ると、年間で2,000円違うわけですよ、単純に大ざっぱに言って。アベレージをとっても2,000円ぐらい違うわけですよ。そうすると、2,000円で、例えば小樽市内に1万4,000灯あって、掛ける2,000円といたら、結構な金額になりますよね。これを切り替えていくことによって、5,000万円の補助金を減らすことができる、そのかわりイニシャルコストがかかるけれども、ランニングコストは減っていく。トータルで例えば5年スパンで見たら、どんどん減っていくことはわかっているわけです。そうすると、そういう省エネタイプのものにどんどん更新をかけるようなインセンティブを持っていかなければならない。用意をしなければならぬ。そのことが究極的に5,000万円のお金を減らす一番の近道になるかもしれない。それこそがトータルコストで物を考えた行政のやり方になるのではないのかなと私は思うのです。

ですから、その点もぜひ新年度に向けて、1年単位ではなくて、例えば5年のトータルコストで考えたときに、どういうインセンティブを与えて、どう促してやるのが最終的には一番トータルコストとしてマイナスになるのか、いろいろなシミュレーションの方法はあると思うのですけれども、ぜひ研究をしてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○建設部長

委員の御指摘のありましたイニシャルコストをかけてランニングコストを減らすということで、各都市でも相当な経費をかけて取り組んでおりまして、本市もいろいろ研究はもう既にして、何年かすると元が取れるような話もしているのですけれども、現在の本市の財政事情からいまして、今、このイニシャルコストをかけるというのがなかなかできない状況で、財政ともせめぎ合いをしておりますけれども、今後、少しでもそういったランニングコスト、トータルコストが安くなるような研究というのはしていきたいと思っておりますので御理解をお願いします。

○濱本委員

私は、今の答弁そのものがやはり単年度主義に、極端に言えば単年度主義に中毒化されている行政の姿勢だと思うのです。先行投資ということに対して、もうちょっと何か前向きに考えてもらいたい。当然、財政は単年度単年度の収支を考えなければならぬ。けれども、ここにいらっしゃる現場に関係している人たちは、社会資本の整備だとか、そういうことを踏まえて、先行投資を財政に理解してもらい、そういう姿勢で庁内の中で調整をとってもらいたいというふうに思います。そうでなければ、社会資本の整備、先行投資ということは絶対できないと思いますので、ぜひお含みおきをいただきたいと思います。答弁はいいです。

○委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

○松田委員

◎資材の管理について

最初に、市道等の補修で使用する資材についてお伺いいたします。

ガードレールやガードロープ、その他資材等はどのように調達するのでしょうか。あらかじめ一定量をストックしておくのか、それとも工事を発注した業者が用意するのか、その点についてお聞きします。

○（建設）建設事業課長

市道等の補修に使用します資材の調達ということでございますけれども、補修というのは緊急を要することが多いので、そういった種類の資材につきましては、一定量をストックしてございます。

○松田委員

先般、札幌市で札幌市有の資材置場から大量の鋼材が盗難に遭ったと大きく報道されておりました。そして、この盗難事件に対して、札幌では鍵をかけていないとか、ずさんな管理が指摘されておりますけれども、本市ではこのような資材の管理はどのようにされているのか、夜間も含めての管理状況をお示してください。

○（建設）建設事業課長

資材の管理ということでございますけれども、建設事業課につきましては、札幌市のように更地のままの土地に資材を置いている場所というのは、塩谷の事業所の敷地内だけでございます。そういうわけですから、何日もとか、何週間もとか、資材を確認しないというような状況はあり得ません。

また、管理の部分ですけれども、資材が重たいですから、そういった機械車両が入れるような状況が通常できるようにはなってなくて、チェーン柵ではありますけれども、鍵をかけて、夜間についても管理しているとともに、近辺に車庫があるのですけれども、その防犯灯も一応照らしているというような状況であります。

○松田委員

それで、市で管理している資材については、先ほど例としてガードレール、ガードロープというふうに言いましたけれども、どのようなものが管理されているのか、その種類についてもお聞かせください。

○（建設）建設事業課長

たくさん種類がございますけれども、主に側溝やますのふたですとか、その本体、あとガードレールという、よくありますガードパイプといいまして、転落防止の部分を保護するようなものを多く資材として保管しています。

○松田委員

それで、その管理している種類別の台帳とか、数量とか、そういう部分についても管理はされているのでしょうか。

○（建設）建設事業課長

資材、在庫ですとかの把握についてでございますけれども、建設事業課におきましては、その整理ですとか管理につきましては、シルバー人材センターに委託をしております。委託を受けていただいているその方が、資材ごとではございますけれども、ちょっと個別にはなるのですが、書面に記録をいただきまして、資材の搬出入のたびにチェックし、それを市の担当に報告をしているというような形で管理をしております。

○松田委員

実は一昨年の大雨のときに、土のうが必要になり、道路事業所に連絡をとりまして、そうしたらその隣に空き地がありまして、そこに土のうがあつて、それを持っていったいいよというような、そんな簡単なものだったのですが、土のうというのはどこで管理しているのでしょうか。

○（建設）建設事業課長

土のうについてでございますけれども、土のうも仮設資材というようなことで考えてございまして、備蓄の量も把握してございますけれども、土のうの需要といいますか、必要な状況というのが、今、委員もおっしゃいました

が、大雨ですとか、緊急時だとか、そういった状況の下で必要になってくるというのが非常に多いわけでございます。そういった時間との兼ね合いといいますか、緊急の部分の中で、他の資材と同様に、誰が、いつだの、何をどのような形で搬出できないケースも多いものですから、その他仮設資材という中、土のうという特性の中で、状況に応じてはそういったような搬出になってしまっているという状況はあることがございます。

○松田委員

それで、土のうというのが非常時には大量に必要なのですけれども、どの程度保管しているかという、そういう数量を計算していなければ、いざというときに補給等、困る部分があると思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○（建設）建設事業課長

土のうの数量でございますけれども、建設事業課にはおおむね1,500袋を目途に備蓄するようにしています。増減はありますけれども、それを目途にしております。

そしてまた、市内におきましては、ガレージを持っているのですけれども、そういったステーション、そういった地区に一応500袋程度を目途に備蓄しているような状況であります。

○松田委員

それで、土のうというのは、使った後、回収はどういうふうになっていますでしょうか。

○（建設）建設事業課長

土のうについては、緊急時に持っていったりするわけでございますけれども、地域、必要とされた方が不要になったということであれば、建設事業課に御連絡をいただきまして、ちょっと日数等、時間はかかるのですけれども、回収させていただいたりとか、例えばもう袋もぐちゃぐちゃになってしまったというようなお話で、そういった状況でも回収が必要であれば、建設事業課のほうで回収するというようなことで進めてございます。

○松田委員

先ほど言いましたとおり、資材等というのは、手で持っていくというよりも、現実には車でなければ運搬できない。ところが、札幌市では考えられないような量のものが盗まれました。それが後になってからでなければわからない、幾らあって幾らなくなったのかもわからないという、そういう現実があったわけですから、先ほどシルバー人材センターに委託しているとおっしゃいましたけれども、大体どのくらいあるのかとか、補給をどうするのかということについては、市が責任を持ってきちんと管理をしていただきたいと要望いたしますが、いかがでしょうか。

○（建設）建設事業課長

ただいまのお話でございますけれども、そういった想像していないといいますか、それもちょっとあれですけれども、委員がおっしゃったお話のとおり、そういった状況が札幌市で起きていることを踏まえまして、我々も、今後、どういった方法が適切で、また簡便でという言い方は変ですけれども、いいような形で保持していけるのかどうかというのを検証しながら、今のままだけではなくて、もっといいような方法を考えて進めていきたいと考えます。

○松田委員

では、よろしく願いいたします。

◎市営住宅の申込みについて

次に、市営住宅の件で質問させていただきます。

平成25年度より市営住宅の申込窓口が一本化されましたが、窓口が一本化されたことによる業務量増加に伴い、指定管理者はパート職員を1名増加したと言われてはいますが、受付は一本化によって混乱なくスムーズにしているのかどうか、その状況についてお示してください。

○（建設）小林主幹

4 月から特定目的住宅の業務が指定管理者に一本化されたわけですが、私が聞いている範囲内では、4 月、6 月とも、最初と 2 日間、このときはちょっと並びましたけれども、3 日目以降についてはスムーズに受付が行われたと聞いております。

なお、市営住宅管理事務所は 1 階にありますけれども、1 階で特定目的住宅の受付を行い、2 階に会議室がありますので、そこで一般住宅の受付をしたということでございます。

○松田委員

それで、従前、一般住宅と特定目的住宅は受付内容が違うことによって、別々の窓口で受け付けしておりましたけれども、一般住宅と特定目的住宅の受付内容の違いというのはどのようなものがあるのかお知らせください。

○（建設）小林主幹

特定目的住宅につきましては、対象の方が 4 区分ありまして、母子世帯、高齢者世帯、身障者世帯、それと低所得者ということで、受付の段階ではこういった区分の確認がまずございます。

それと、一般住宅ですと、応募者多数のときは抽選を行っていますけれども、特定目的住宅の場合はいわゆる現在住んでいる住宅の困窮度を現地調査しますので、受付の段階で現在住まわれている住宅の状況の確認を行っております。

○松田委員

それでは、一般住宅と特定目的住宅別に受付件数はどのようであったのか、お示しいただきたいと思います。

○（建設）小林主幹

まず、4 月につきましては、一般住宅が 68 件、特定目的住宅が 28 件、計 96 件の申込みがございました。

6 月につきましては、一般住宅が 218 件、特定目的住宅が 53 件、計が 271 件でございます。

○松田委員

それで、特定目的住宅の場合は、一般住宅にも申し込むということが可能だと聞いておりますので、両方に申し込んだ方はどのぐらいいるのか押さえていたら、お示してください。

○（建設）小林主幹

4 月につきましては、両方申し込みされた方が 9 件、それと 6 月につきましては、31 件でございます。

○松田委員

それで、窓口が一本化したことによって生じた課題はあったのか、もしあったとしたら、その課題解消に向けてどのように取り組むおつもりなのか、その点についてお聞きます。

○（建設）小林主幹

特に大きな課題というのは聞いてございませんけれども、特定目的住宅の業務は 4 月から行われましたので、例えば申込みの段階で福祉的な相談等があれば、他の関連の担当課と連携をとるようにこれからやっていきたいと考えています。

◎住宅のミスマッチについて

次に直近の本市の市営住宅に住んでいる単身世帯の世帯数をお聞かせください。また、単身ではあるけれども、そのうち 2 人以上の居室に住んでいる世帯は何人ぐらいいるのか、その点についてもお聞かせください。

○（建設）小林主幹

今年の 6 月 12 日現在ということで、数字を述べさせていただきます。単身世帯が 1,126 世帯、それとお 2 人以上の居室に住まわれている方、そのうち 545 世帯でございます。

○松田委員

要するに、ミスマッチということだと思っておりますけれども、その内容を示すとともに、単身で一番間取りの多い

住宅に住んでいる世帯は何世帯いるのか、その点についてもお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）小林主幹

市営住宅で一番型式の大きい部屋につきましては、4LDKでございます。4LDKが全部で5戸ございまして、お1人で入っている方が3世帯でございます。

○松田委員

4LDKというのは本来は何人で住む世帯でしょうか。

○（建設）小林主幹

4人以上でございます。

○松田委員

今言ったように、4人以上で住むところに、現在、単身でお住まいだということで、これに関連してなのですが、江別市では複数人数が対象の住宅で、家族の転出とか死別等で単身になった場合は、単身用居室に住み替えることをあらかじめ約束する誓約書の提出を求める新たな規則を設けたと聞いています。このことについて、どのような見解を持っているのかお聞かせください。

○（建設）小林主幹

世帯人数に合わせた住宅に住んでいただくというのが本来の姿かと思います。今、新たな世帯が入居希望されたときに、本来提供される合った住宅がミスマッチしていることにより提供できないということにつきましては、何とか御協力いただいて、改善に努めていきたいと考えています。

○松田委員

今、私が聞いたのは、要するに単身世帯、江別市ではそのようにいずれ単身になった場合に、そういうふうに誓約書を設けるという取組を始めたということなのですが、本市としては、このような考え方についてはやっということは考えていないということではよろしいですか。

○（建設）小林主幹

新聞紙上でしか承知してございませんけれども、江別市の場合につきましては、単身になったときの住み替え、については、一定の料金といたしますか、引っ越し代を市で負担すると。それとまた、当然単身になりました、そういった受皿の住宅の問題がございますので、直ちに江別の取組ができるかという、ちょっと難しいのかなと考えております。

○松田委員

関連してですけれども、このように単身になった場合に、単身の世帯に住み替えるということで、受皿になることによって本来単身で申し込んでいた方の受入れが狭まるという、そういう課題があると思いますけれども、このことについて、それ以外に考えられる課題というのはありますか。

○（建設）小林主幹

当然、世帯に合わせた住宅ということで、単身者に移っていただければ、それなりに単身者向け住宅を確保しなければなりませんので、受皿をどうやってつくるかというのは一つの課題かと考えます。

○松田委員

本市では、新規の市営住宅を建設する場合、例えば何人世帯用、何人世帯用という、そういうふうな配分割合というのはどのように決めるのでしょうか。

○（建設）小林主幹

特にその配分割合は決まっているわけではございません。今、住み替えを本市では進めておりまして、住み替えのときの世帯の構成とか、あるいは移っていく先の地域の状況、こういったものを総合的に考えながら住宅の割合を決めることで考えております。

○松田委員

それで、今後、少子高齢化に伴い、単身世帯が多くなると思われますけれども、単身用の住宅を増やすということは考えていますでしょうか。

○（建設）小林主幹

市営オタモイ住宅につきましても、市営若竹住宅につきましても、単身用の住宅はそれなりに確保してございまして、本市では今、高齢化の状況がありますので、そういったものを考えながら、これから建設のときに考慮していきたいと考えています。

○松田委員

◎子育て世帯対象の市営住宅について

あと、実は昨年、札幌市では、全戸を間取りや水回りを工夫して、子育て世帯を対象にした市営住宅を建設すると発表されまして、来年の入居を目指して、今、建設中というふうに聞いています。それで、このように子育て世帯に安くて使い勝手のよい住宅を供給し、子育て支援することを目的で、札幌市ではやっているそうなのですが、このことについてはどのように認識していますか。

○（建設）小林主幹

子育て支援は必要なことだと考えております。また、札幌市につきましては、若い方の構成割合が高いと思いますので、これは一定の効果があるのではないかと考えています。

○松田委員

札幌市の場合は、1棟全部を子育て支援用に建てるということだったそうなのですが、根室市や深川市などでは、一部を子育て世帯を対象とした道営住宅があるようなのですが、本市でも今後、建替えの際に、子育て世帯を対象に特化した住宅をつくるという取組は考えられるのでしょうか。

○（建設）小林主幹

子育て世帯に対する支援ということで、今後、どのようなことが可能なのか、これからマスタープランを作成していく中で検討していきたいと考えております。

○松田委員

それで、今、子育てということだったので、車椅子対応の居室があるように、住む方の状況に応じて何らかに特化した住居も必要と思われますので、各自治体もそれぞれ工夫しているようなのですが、本市も今後、市営住宅のあり方について、考えていることがあったら、お知らせください。

○（建設）小林主幹

委員も御存じだと思いますけれども、今、住宅の特徴といたしまして、子供から高齢者、そして車椅子を使われる方に、広く使いやすい安心した住宅ということで、ユニバーサルデザインの仕様でつくっております。こういったことで、今後、進めていきたいと考えております。

○松田委員

◎耐震補強困難市営住宅について

次に、耐震補強困難市営住宅について、以前に、1981年以前に建設された3階建て以上の市営住宅の耐震診断を行った結果、基準に満たなかったということで、1棟は廃止し、3棟は補強工事を行い、2棟は補強工事のめどが立たないというふうに聞いております。

まず補強工事を行った3棟についての工事の進捗状況についてお聞きします。

○（建設）建築住宅課長

3棟の工事の進捗状況ですが、まず最上A住宅、1階に保育所がある棟なのですが、平成14年度に完了しております。それから、若竹住宅2号棟、これは平成22年度に完了しております。あと、若竹住宅1号棟につきま

しては、本年の 7 月末に完了予定でございます。

○松田委員

次に、耐震化のめどが立たない 2 棟について、その理由について、お聞かせください。

○（建設）建築住宅課長

2 棟の理由についてですが、建物の一部が区分所有であること、それから小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画では、平成 32 年度以降に対応する計画になっていることなどがございます。

○松田委員

2 棟のうちの 1 棟の稲穂改良住宅については、今年 5 月に今後の話合いが持たれたというふう聞いておりますけれども、その内容について、どのような話合いがされたかを押さえていただければ幸いです。

○（建設）建築住宅課長

駅前第 1 ビルの区分所有者の定期集会在 5 月に開かれ、その中で建物の今後のあり方について勉強会を始めると聞いております。

○松田委員

それで、この 2 棟というのは真栄改良住宅には 54 戸、それと稲穂改良住宅には 50 戸が居住していると聞いていますけれども、耐震のめどが立たないということで、その方々の不安は大きいものがあると思いますが、今後、この 2 棟についてどのようにするつもりなのか、見解をお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）建築住宅課長

稲穂改良住宅につきましては、先ほどの勉強会に市も区分所有者の一人としまして参加してまいりたいと考えております。

あと、真栄改良住宅につきましては、小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画で平成 32 年度以降の建替えに向けまして、検討を始めたいと考えております。

○松田委員

耐震基準は満たされていますけれども、この 2 棟と同様に、区分所有によって建物の用途が違う例として、フードセンター上の市営住宅があるように聞いておりますけれども、それ以外でもこのように区分所有が違う市営住宅は本市にありますか。

○（建設）建築住宅課長

一応、このような住宅としましては、花園共同住宅、これが 1 階と 2 階が消防で、それ以上の階が市営住宅、それから若竹住宅 1 号棟から 3 号棟がございまして、この中で耐震基準を満たしているのは若竹住宅 1 号棟と 2 号棟でございます。

○松田委員

どんな建物でも年月がたてば改修などしなければならないという問題が生じるというふうに思いますけれども、このように用途が違う例として、本市では先ほど何棟かありますが、他の自治体でもやはり同じような問題を抱えているのではないかと思いますけれども、他の自治体での状況というのは押さえていますでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

他都市の事例は調査しておりませんが、さまざまな状況の違いがあり、市営若竹住宅のように戸別に改修を進めていると考えます。

○松田委員

◎オタモイの簡易平屋建て住宅の住み替えについて

次に、市営オタモイ住宅の 3 号棟、4 号棟への住み替えを希望せず、古い住宅に今も住み続けている方がいると聞いていますけれども、その方々が、どうして今、住み替えを希望していないのかという理由を押さえていただければ幸いです。

知らせください。

○（建設）小林主幹

長くオタモイに住んでいまして、オタモイで住みたいということ、それと、中層住宅になりますと自治会とかがありまして、そういったものはあまりちょっと参加したくないと、こういった話も聞いてございます。

○松田委員

新しい市営住宅に住めば家賃も上がるわけですが、その家賃が上がるということに対しての不安でかわらないという方はいましたでしょうか。

○（建設）小林主幹

年金生活の方ですので、そういった不安はあると思いますけれども、住み替えにつきましては、皆さんの御希望どおり受けますということでお話しはしていますので、それが大きな原因とは思ってございません。

○松田委員

◎借り上げ公営住宅について

次に、私、一般質問のときに亀山市の例を引いて、民間の空きアパートを営住宅に転用できないかということを経験させていただきましたが、初めから民間の建物を借り上げて公営住宅にする借り上げ公営住宅というものがあると聞いております。このことについてはどのような認識を持っているのかお示してください。

○（建設）建築住宅課長

新築での借り上げという手法は承知しております。道内では、札幌市などで実施されております。道内の実績としましては、平成21年度ですが79棟、1,920戸でございます。

○松田委員

この借り上げ公営住宅に対してのメリットとデメリットがあれば、お聞かせください。

○（建設）建築住宅課長

メリットとしましては、まとまった土地が少ない中心市街地に公営住宅の供給が可能である点、あとデメリットとしましては、借り上げ期間満了期の入居者への対応の問題などがございます。

○松田委員

先ほど言いましたとおり、新築で市営住宅を建てるのがやはり財政的に困難ということがあろうと思うのですが、本市でこの借り上げ公営住宅について取り入れるという、そういう予定だとか考えというのはありますでしょうか。

○建設部副参事

現在の住宅マスタープランというのが、平成17年に策定されました。そのときに、民間の新築アパートを借り上げて市営住居とするというシミュレーションをしております。借り上げたほうが得か、市で土地を購入して直接建設したほうが得かというシミュレーションです。その段階では、中心部ですので土地は民間事業者ということで、建物が例えば5億円から6億円かけて建設していただき、20年間借り上げるというシミュレーションをしてみました。20年間かけてその建設費分を借り上げ家賃として支払います。直接建設の場合は、市で土地をプラス購入して建設するのですが、当然、公営住宅補助で、今は交付金なのですが、国から約半分ぐらいの補助金が入るなどもあって、そのときには土地を買ったとしても、直接建設するほうがメリットがありました。それはなぜかということ、20年間借り上げで5億円から6億円を家賃の形で投資するのですが、建物を返還することになります。逆に5億円から6億円を直接市が建設した場合は、土地代がプラスにはなるのですが、それは70年ぐらい使用できます。この制度は、大都市の土地が高騰して建物に匹敵するぐらい土地代が高いと、そういう部分で札幌市とかがやっています。函館市でもあるのですが、そういうことでそのときは認識しているものから、逆に民間事業者のほうにも採算性があまりないというお話ですので、今のところは状況を見据えているよう

な段階でございます。

○松田委員

◎家探し支援について

次に、一般質問でもさせていただきましたが、住宅弱者の家探しの支援について、今後、支援は必要であるからということで、具体的な内容や成果について調査するというを答弁いただいておりますが、いつごろから調査して検討していただけるのか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）建築住宅課長

家探し支援の調査の時期についてですが、具体的な内容や成果につきまして、今後、できるだけ早く調査してまいりますと思っております。

○松田委員

今後、住宅問題については、いろいろ検討課題も多いと思います。全国的に人口減が続く中、適切な市営住宅の戸数もあるようですから、自治体特有の課題も山積していると思いますけれども、今後とも課題解消に向けて努力をお願いしたいと思います。

◎日本水道協会北海道地方支部の災害時相互応援訓練について

では最後に、日本水道協会北海道支部の災害時相互応援訓練について報告がありましたので、その件について質問させていただきます。

実施会員は5市4町1団体となっていますけれども、この構成市町の選定というのはどのようにして決めたのでしょうか。

○（水道）管路維持課長

日本水道協会北海道地方支部事務局の道央地区協議会の区長が江別市になっていますので、江別市のほうで振り分けたものですが、道央地区の日本水道協会の会員には27団体が登録されておりまして、小樽会場と岩見沢会場で同日に同じような訓練を行うものですから、必ずしも全27団体が出席するわけではないのですけれども、それを岩見沢会場と小樽会場に振り分けて、小樽会場には資料に記載しています団体が参加するということになっております。

○松田委員

第7回となっています。今回は先ほどの答弁で、小樽会場と岩見沢会場となっていますけれども、これは持ち回り、会場を変えて今後もやっていく予定なのでしょうか。

○（水道）管路維持課長

これは、昨年度が道東、網走市で行われています。地区ごとの持ち回りになっていまして、今年度が道央地区、来年度の第8回につきましては道西、函館会場のほうになって、今回、小樽会場に函館市と木古内町の水道関係者も来年度に向けての視察に来ることになっています。

○松田委員

この応急給水場所として、長橋幼稚園とローズ幼稚園となっていますけれども、選定理由については、何か理由があるのでしょうか。

○（水道）管路維持課長

選定につきましては、ちょっと別な関係でお願いできる場があったものですから、声をかけたら幼稚園からも、参加協力といいますか、訓練に参加するよという申合せがあるということなので、ちょうどタイミングよく引き受けていただいたという状況です。

○松田委員

特別な理由はないということですね。

○（水道）管路維持課長

そうです。

○松田委員

災害というのはいつ起きるかわかりませんし、相互に応援体制を組んで訓練していくということは、非常に大事なことだと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 57 分

再開 午後 3 時 20 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

○山口委員

◎住み替え約束の誓約書について

今日は、市営住宅の、先ほど他の委員より質問がありました江別市の住み替えの約束についてお聞きしようと思ったのですが、あまり前向きでなかったのですけれども、しっかり答弁をいただきました。これは基本的には住み替える際に、引っ越しの補助を出すということを江別市では考えていらっしゃるが、本市はそれがなかなか難しいのかなというところで、少しちゅうちょされているのかと思いました。江別市は、結構若い、子供のいる家庭がたくさんいらっしゃるという事情で、本市とは少し違うかというふうに思いますが、今後、研究をぜひやっていただきたいと思います。

その点について、先ほどの答弁と同じでも結構ですけれども、今後の考え方を私のほうでも答えていただいて、次の質問に移りたいと思います。

○（建設）小林主幹

世帯の人数と合った住宅というのは基本ですので、江別市の状況、また他都市の状況も、今後、調査研究してまいりますと考えております。

○山口委員

予算特別委員会等で、いろいろ私も空き家再生等推進事業について、ずっとこの議論をさせていただいているのですが、それにかかわって市が付随して行う事業も提言をさせていただいたのですけれども、私の期待以上の大変前向きな答弁をいただきましたので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。ここではもうそれに触れることはしないでおきます。

◎街路灯について

先ほど質問を聞いておまして、考えたことというか、気がついたことがあったものですから、それについてお聞きします。濱本委員から質問のあった LED の街路灯の件です。

私達の町会でも、実は電気代の負担が結構ありまして、議論しました。最上町会は、全部を市にも予算を組んでいただいて、町会も予算を組んで、LED ではないのですけれども、エバーライトというのですか、それに全部かえたということで、先ほどの報告でも若干最上町会の電気代が安くなっていると。かえた結果を反映しているかどうかかわかりませんが、あそこは世帯数も街路灯の数も相当あると思います。我々の町会の倍ぐらいの世帯数があり

ますから、1,800世帯ぐらいあると思うのですよ。

ただ、私の認識不足で、市の行政の担当の方もどうか分かりませんが、濱本委員の提案されたものは、ちょっとこれまで私が持っていたLEDへの認識よりは、はるかに安く、扱っても簡単なのだなと思ったのです。現にそういうものがあるということの認識は持っていらっしやいましたか。

例えば、先ほどの話のとおりであれば、我々の町会もついているのですけれども、今までの普通の水銀灯など、それをLEDの電球にかえるだけで、器具をかえないでも、いわゆる節電になるわけですね。そういうことが可能なかどうか、確認というのはできますか。

○（建設）庶務課長

先ほどの水銀灯のお話ですけれども、水銀灯から球をとりまして、安定器を外してLEDのライトみたいなものを入れると、LED灯として使えるというような話がありまして、インターネットにそういうページがありますが、その部分の話しかまだちょっと承知していないので、これからまた調査はするのですけれども、それでLEDのように使えるということで、そこまでは承知しております。

○山口委員

LEDの電球というのは、大変長寿命です。町会などが設置している街路灯は基本的に一番お金がかかるのは電気代ですけれども、それ以上に球の取替え、これが経費として大きいわけです。私達の町会でも、大体年間に16万円から18万円ぐらい球の取替えで業者に支払いをしています。高いところは高所作業車なども使って取り替えるものですから、その分が結構お金がかかるわけです。私達の町会もエバーライトにかえるかどうかという議論をずっとやってきたのです。今、球が切れたときには、エバーライトにもかえていっております。LEDであれば、もっと電気代も安くなるし、球だけかえればいいわけですから、そういう意味で言うと、LEDという選択もありかなと思います。

先ほどの議論では、球の取替えということに該当するわけだから、水銀灯もLEDの球にかえても、これは補助の対象になりませんというお話だったと思います。

ただ、どうですか。これ皆が、球が切れました、取りかえましょうということで例えば取りかえていけば、そんなに1基のインシャルコストの負担もかからないで、町会でもかえていけますよね。それから、例えばブロックごとに、30灯かえましょう、50灯かえて、年次計画でかえていきたいと思いますよね。町会もそういう選択肢があると思うのです。負担が一気に100万円を超えると、なかなか町会ではそれだけ負担できないという話になると思うのですよ、町会費も上げなければとかという話になってしまいます。

先ほどの話だったら、球一つ9,000円でしたか。安いなと思って、びっくりしましたね。今、そういう値段になったのかなと思って。そうであれば、今、全部器具をかえますけれども、エバーライトにかえても、同額ぐらいですよ。3万5,000円ぐらいかな。それで半分補助をいただきますので、町会の負担は1万何ぼです。9,000円をかえて、市から補助をもらったら、これはみんなかえようということになります。だから、ブロックごとでかえましょうと、そういうふうになりますよね。私は予算を組んで早い者勝ちでやってもいいと思いますよ。

そういう形式でどんどんかえていっていただいたほうが、当然北電との契約も変えなければいけませんけれども、そうやれば市の予算5,000万円も減っていくわけですし、その分を同じ比率で、例えば予算の比率で変えていくことも可能ではないですか。これだけ電気代も減るわけですから。だから、もうちょっと柔軟に運用を、先ほど濱本委員も時代についていないのではないかという話もありましたけれども、技術はどんどん日進月歩ですから。

ただ、問題は、そういう現存器具につけて、いわゆる性能どおりの結果が得られて、寿命も同じように得られるのであれば、そういう確証があれば、市はどんどん進めていただきたいと思うのですけれども、すぐ返事をしていただかなくてもいいのですけれども、対応は非常に要検討事項ではないでしょうか。その辺いかがでしょうか。

○（建設）庶務課長

今、お話がありましたとおり、インターネット等で見ると、メリットの部分しか見えてこない部分がありますので、今後、デメリットがないのかどうかということも含めて電器店等に照会をいたしまして、デメリットがさほどないのであれば、そういう検討もあるのかなと思いますので、まず電器店等に照会いたしまして、どういうものかということ調査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○山口委員

ぜひしっかり調べていただいて、私も課に伺って、その後の経過もお聞きしたいと思いますので、今後ともよろしく願い申し上げます。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○安齋委員

◎「小樽の水」について

まず、「小樽の水」についてでございます。

4月11日に、このような新聞記事が出まして、これに基づいていろいろとお伺いしていきたいと思いますが、まず初めに「小樽の水」の販売するに至った経緯、経過をお示しいただきたいと思います。

○（水道）総務課長

「小樽の水」の販売の経緯でございますけれども、水道創設90周年を記念しまして、市民に水道水のおいしさを再認識してもらうとともに、小樽の観光PRを目的として、平成16年度に製造したのが始まりということでございます。平成17年度から試験的に販売しまして、本格販売については、平成18年度からということで現在に至っております。

○安齋委員

まず、きちんと事前に調べておけばよかったですのですが、平成18年度の本格販売から今に至るまでの年間の販売本数を参考までにお知らせください。わからなければ、後で伺います。

○（水道）総務課長

平成18年度からの本格販売の本数ですが、市のイベント等の際にPRを含めて無償提供している部分もありますので、それを含めた本数で言いますと、平成18年度が9万5,952本、19年度が13万8,000本、20年度が15万3,098本、21年度が12万7,475本、22年度が11万9,835本、23年度が8万8,962本、昨年度につきましては7万316本となっております。

○安齋委員

新聞にも出ていましたけれども、今お伺いした数字でも明らかなのですが、下がってきています。その要因が、民間との価格競争の激化と外国のミネラルウォーターの多様化というふうには挙げられています。

もともとこれは目標販売本数をどのくらいに置いて販売していたのかを知りたいのですが、例えば15万本を目標にしていたということであれば、15万本を達成したのは1回しかない、ほかの年度はどんどん下がっている。そうしたら、どんどん下がっている中で、その15万本の目標に向かって何か工夫してきたのかということをお伺いしたいと思うのですが、まず目標は設定されていたのかお聞かせください。

○（水道）総務課長

先ほどお話ししましたけれども、販売のもともとの目的が、市民に水道水のおいしさを再認識してもらうということ、いわゆるPRを目的としておりますので、この段階では、その販売本数の目標設定というのは、たぶんですけども、行われていないと思われれます。

○安齋委員

再認識するためのPRということですから、あまり販売数は目標を置いていなかったということで理解はしましたけれども、では再認識させるためのPRというふうにつくったということであれば、どれぐらい回って、どれぐらいの人たちに飲んでもらえば、その再認識をしてもらえるかというような予想を立てていたのかどうかということも伺いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（水道）総務課長

具体的にどういう形で取り組んでいくかということは、ちょっと詳細までは承知しておりませんが、ただ、実際の本格的に販売したときには、ちょうどこのときはいわゆる御当地ブームといいますか、地元のそういう水道水、御当地ペットボトルウォーターの販売がちょうどブームになっておりましたので、そのブームに乗って、いわゆる小樽市でも観光物産展ですとか、そういったような事業に合わせてこのペットボトルを持っていただいて、PRしていったということだと思われまます。

○安齋委員

市民においしさの再認識と観光のPRということで、販売所が市内と観光地と、あと道外にもありますけれども、観光PRということであれば観光地に置くのはいいのですが、やはり道外とか、ほかのところに置いて、事前に「小樽の水」があるのだと。小樽というのをもっと観光したいと感じさせるとか、ほかのまちの人に小樽ということを目につけてもらうということも大事なのかなと思うのですが、道外の販売所の数があまり多くないように伺います。販売所の四つといいますか、物産協会はたぶん物産展とかで販売されていると思うのですが、それ以外に固定で販売しているところが3店舗だけというのはなぜかということと、これまで営業して置いてくださいというような活動をされてきているかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

○（水道）総務課長

ブームに乗っているときは、実際に東京のほうまで行ってペットボトルのPRをしてきたというような経緯もございます。ただ、今言ったように、いわゆるペットボトルの差別化というのもなかなか難しい状況もございますので、現在やれることの範囲の中で、インターネットですとか、先ほど言ったように、本州で物産展を開くときに、その物産展に行く業者をお願いをして、一緒にそのペットボトルを持っていただくだとか、そういうようなことは現在しております。ただ、ちょうど販売が本格的になったときには、いわゆるコンビニですとか、そういったところも一応、1軒1軒回って置いてもらうというようなことをしておりましたけれども、価格競争とかそういう差別化という部分、民間で売っているものとの比較、採算性のことを考えると、民間業者が取り扱ってくれるのも、だんだん厳しくなってきたのかなというふうには考えています。

○安齋委員

そうなのですね。よく、いろいろ札幌市とか本市でも観光客が歩いて、ペットボトルを飲んでいるのを見て、「小樽の水」かなと思うと、「い・ろ・は・す」だったりとか、結構そういう民間会社のほうが多くて、それは価格競争とかPRの問題で負けてしまうかなとは思ってはいるのですが、新聞記事を読むと、人気低迷ということで、PR強化をするというふうに掲載されていました。

それで、実際、今までお話を聞いた中でも、いろいろ工夫はされていると思うのですが、今後、そのPRに向けて、どういったことを考えられているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○（水道）総務課長

ここで新たにこういうことをやりますというふうな具体的なものは現在、持ってはございませんが、ただ、落ち込んではいるといっても8万本、7万本、これまでの販売の収支を見ましても、まだ何とか赤字が出ない形でのいわゆるPRをやっているという状況にございますので、今現在取り扱っていただいていますというお店に対して、今後も引き続き商品を取り扱っていただくというような形をお願いをしながら、インターネットです

とか、そういった部分でPRなどもしていきたいというふうには考えております。

○安齋委員

私も小樽の水は、うちの家でも水道水を飲んでおいしいなと思っていますので、それはぜひどんどんPRして、もっと市民の方に再認識させるとともに、観光客の方にもPR目的で周知していただきたいなと思っています。

そのPRの部分で、ちょっとホームページを見て思ったところを述べさせていただきますと、私のプリントが悪かったのですが、現在、こういうホームページの状況なのですが、民間の「い・ろ・は・す」と比べると、この違いですね。淡々と、ただ「小樽の水」を紹介しているのと、民間の「い・ろ・は・す」はおいしそうに飲んでいる。これも明らかに、「小樽の水」のページと「い・ろ・は・す」のページを見比べたら、では、どっちを飲むかなというのと、「い・ろ・は・す」のほうに目が行ってしまうかなと思っています。もしPR強化ということであれば、ホームページとかでも工夫をしていただきたいなと思っています。これからインターネット販売もされるということなので、おいしいとか、何が含まれているとかも大事なことは大事なのですが、まず視覚的に、ああ、これはちょっと手にとってみようと思えるようにしていただきたいと思っています。例えばミスおたるを使って、ミスおたるが飲んでいるところを写真を撮って載せるとか、そういったホームページのページの工夫をぜひしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（水道）総務課長

まず、先ほどお答えしたのはインターネットを利用したPRということで、インターネット販売ということは、今、物産協会のほうでやっていますので、そこまではまだ水道局は考えておりませんので、その辺御理解をお願いいたします。

それと、ホームページの作成といいますか、見せ方につきましては、そういったような民間のように見せ方なども工夫をしながら、今後、改善できるものは改善したいというふうに考えてございます。

○安齋委員

ぜひよろしく申し上げます。更新した場合にはぜひお知らせいただいて、私もチェックさせていただきたいなと思っていますので、よろしく申し上げます。

では最後に、また新聞報道を基に質問させていただきますけれども、来年の水道創設100周年のときに、2リットル入りの新商品を考えているというふうに掲載されていましたが、これについて、現在、進捗はどのような状況なのかをまずお聞かせいただきたいと思います。

○（水道）総務課長

現在、売られている500ミリリットルペットボトルにつきましては、10年前の水道創設90周年を記念して作成したという経緯がございまして、今回、来年で100周年を迎えるということで、この100周年の記念事業の中の一つの取組として、2リットル入りのペットボトルをつくったらどうかというような、そういったような意見が局内の中にありますので、それを現在検討しているところで、具体的などころまではまだ進んではございません。

○安齋委員

震災があったときとかも、「小樽の水」をいろいろ運搬されて、相当向こうのほうでも活用されたという話も聞いていますので、そういった観点でつくっていただくことは大変いいと思っはいるのですが、せっかく100周年なのだから、何かもうちょっと斬新なアイデアで、何か違う形で小樽の水をPRする商品をつくっていただきたいというのは実際思うのですが、ただ、水のおいしさを再認識させるということが目的なので、「い・ろ・は・す」のように、リンゴとかオレンジはつくられないかなとは思っていますが、何かペットボトルのデザインを変えるとか、その100周年のときだけ記念のラベルにするとか、そのようないろいろな工夫も考えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（水道）総務課長

2リットルのペットボトルをもし作成するという話になりますと、そのようなラベルから、また一から印刷する形になりますし、500ミリリットルペットボトルの作製に当たっても、100周年を記念した形での何か違うようなものができるかどうか今後含めて検討はしたいと考えてございます。

○安齋委員

ぜひいろいろ取り組んでいただいて、小樽の水をPRしていただきたいと思います。

最後に、建設部長は答弁されていたので、水道局長がずっと答弁されていないということですので、一言いただきたいと思いますが、「小樽の水」、まだぎりぎり黒字だということで、赤字にならないから続けていくということなのですが、赤字になったらやめるのか、赤字になっても黒字になるように頑張るのか、最後に一言いただきたいと思います。

○水道局長

先ほど来総務課長からお答えしてございますけれども、「小樽の水」の販売の目的というのは、小樽の水のおいしさということと、さらには小樽観光をPRするという二つの局面、両面を持って今販売をしています。確かに少しずつ下がりつつありますけれども、安齋委員のお話もあったとおりまだ黒字ですし、やはり我々も今、販路拡大ということで動きつつありますので、今後についてもますますPRをして売り続けていきたいと思っています。

赤字になっても、それは額にもよるのだと思うのですけれども、ただ基本的には小樽の水のおいしさということと、さらには観光PRという意味も含めて、それは必要な広告宣伝費という意味合いもあると思っていますので、ただそれが大幅な赤字ということにはならないと思っていますけれども、それは、では何ぼにするのだというような議論はいろいろあるかもしれませんが、必要な広告宣伝費だという認識ではおります。

○安齋委員

ありがとうございます。

◎測量基準点標識について

次に、基準点標識についてなのですけれども、先ほど新谷委員がかなり質問されておりましたので、私からはちよっと確認をさせていただきたいと思います。

もともとこの基準点標識がなくなっているということは、たしか業者からお話があってわかったということで、そのわかった時点で、すぐに協会に調査してくださいと市のほうから要望したのかどうかをまず確認させていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○（建設）用地管理課長

基準点標識の消失については、まず業者の方が認識されて、我々より先に協会で行って調査すると、そういったような経緯であります。

○安齋委員

私も全然勉強不足だったのですけれども、この協会が調査したというのは、協会が独自に本市のことを考えて、予算をつけないで、みずからボランティアというような認識でやっていただいたということによろしいのですか。

○（建設）用地管理課長

そのとおりです。協会の毎年のそういう社会貢献事業の一環として実施されております。

○安齋委員

新聞報道にも大きく出ましたけれども、今まで議会の中で、そういった調査をやってもらうという話は出ていなかったと認識しています。これは議会に、例えば小樽測量設計協会に調査してくれるようになりましたという報告もあってもよかったのかなと思っているのですけれども。

（「そういうのいっぱいあるのですよ、そういったものについては」と呼ぶ者あり）

せっかくこうやってボランティアでやっていただいているので、何か新聞報道で知るよりも、皆さんからお伺いして、こうやってきているのだったら、何かこちらとしても、小樽測量設計協会の事業等を個々のブログとか何でもいいのですけれども、市のホームページとかで紹介するとか、そういうふうにしていったらよかったのかなと思うのですけれども、それはどうですか、いかがですか。

○（建設）用地管理課長

その点は、小樽測量設計協会と課の連絡といいますか、それらがちょっと十分でなかったということで、つい最近、その辺の事業というのを知ったところです。

○安齋委員

いや、いろいろな協会で、学校のペンキ塗りとかをボランティアでやっていただけるとかという状況もあって、それはたしか市のフェイスブックとかで情報を流していたので、できればこういう協会で共助でやっていただいている部分については、市としても、やはりありがたいという気持ちを込めて、何かしらでPRするというのも一つなのかなと思いますので、今後もしこのような機会があれば、フェイスブックとか何かいろいろ使って、PRするような形にしてもらったらいと個人的には思いますので、御検討いただきたいと思います。

最後に、これがなかったらどういったデメリットがあるのかどうかかわからないというような発言を課長がおっしゃられていたと思うのですけれども、今後、いつごろまでに対応していくかということだけ確認させていただいて終わりたいと思います。

○（建設）用地管理課長

先ほども答弁しましたが、節点については、さほど重要ではないです。本点の3点についてですが、先ほども申しましたけれども、実際、どこまで影響があるかというのは実は我々も把握していません。この辺は実際具体的にどこまでが重要かも含めて測量設計協会と打ち合わせて、それを優先的にやりたいと思います。

○安齋委員

建設部としても、いろいろな優先順位があると思いますので、優先順位が高い場合は早急といいますか、順を追って作業を進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

◎奥沢水源地について

最後に、奥沢水源地についてなのですが、短期計画と中・長期計画ということで、奥沢水源地保存・活用基本構想（素案）のゾーニングで示されている34ページの部分なのですが、予算の兼ね合いもあると思いますけれども、短期計画というのは何年ぐらいまでの計画で、中・長期計画はどれぐらいまでなのかというもののイメージがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○（水道）整備推進課長

基本構想では、短期計画が何年というのをうたっておりませんが、イメージとしてはおおむね10年ぐらいをイメージしております。中・長期基本構想については、それ以降ということになるかと思っています。

○安齋委員

短期計画が10年ということは、このゾーニングの中で、この中でも優先順位があると思いますが、どこから着手して、来年度はどれぐらいまでつくっていくかというイメージがありましたら、お示しいただきたいと思います。

○（水道）整備推進課長

具体的計画、整備内容につきましては、今後の検討になると思います。ですから、今この場ではお示しはできませんけれども、今後、実施に向けて取り組んでいくことになると思います。

○安齋委員

予算も限られているということなので、どこに投資して、どのぐらいまで何年間で投資できるかというのをたぶんこれからつくっていくと思うのですけれども、この素案といいますか、考え方については私も賛同しております

ので、ぜひ市民の方がそういった奥沢水源地という歴史的遺産を知って、自然と憩えるような場所にさせていただきたいと思いますので、今後とも私も何かいろいろな案がありましたら、お示ししていきたいと思っておりますし、市民の方からこういったようなことがいいのではないかと提言いただきましたら、その都度お知らせしたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

私の質問はこれで終わります。

○委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時51分

再開 午後 4 時25分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

新谷委員。

○新谷委員

日本共産党を代表して、陳情第309号住宅リフォーム助成制度予算の増額方について並びに第312号市による火災崩壊家屋の撤去及び空き家対策の策定方は採択の討論を行います。

陳情第309号は、住宅リフォーム助成制度予算の増額方についてです。

住宅リフォーム助成制度の目的の一つは、市内経済活性化を図るというものです。昨年度の実績は、補助金総額1584万7000円に対し、リフォーム工事費総額は2億2,683万7,000円、経済効果は14.3倍でした。補助額2,000万円を残らず使っていたら、もっと大きな経済効果があったはずですが。

しかも、工事は、市の入札制度に参加していない小さな業者に仕事が回っており、低迷している建築業者の経営回復の一助にもなっております。それは今年度、住宅リフォーム助成制度への登録業者が増えていることに表れているのではないのでしょうか。

3年という短い期限の中の助成制度ですから、申込者全員に当たるよう、さらに市内経済活性化を大きくするためにも、予算の増額を求める陳情は妥当です。

陳情第312号についてですが、火災を起こした住人が行方不明という困難さがありますが、引き続き捜す努力をしていただき、空き家対策の策定方については、現在、本市でも条例制定を前提に検討を始めており、陳情の願意は妥当です。

詳しくは本会議で述べますが、全議員の賛同をお願いして討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第309号について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、陳情第312号について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案は可決と、所管事務の調査は継続審査とそれぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。